別表第十六

「前項第六号の二	を	「前項第八号の二
前項第六号の三		前項第八号の二
前項第六号の四		前項第十二号
前項第七号		前項第十三号

の五十

第十五の二	に、	百分の五十五
第十五の三		
第十六		百分の六十

」を「百分の五十五」に改め、同条第五項中「第二号の七」の下に「、第六号の二」を加える。

別表第一中「第七十八条」を「第七十八条第一項第一号」に改める。

別表第二中「第七十八条」を「第七十八条第一項第五号」に改める。

別表第三中「第七十八条」を「第七十八条第一項第六号」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第三の二（第七十八条第一項第六号の三及び第十二号関係）

事業費の区分	補助の割合
一　農業用用排水施設の変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の㈡に掲げるものを除く。）	百分の五十五
二　農業用用排水施設の変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費	百分の五十
三　農業用用排水施設の変更に要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	百分の五十

別表第三の三（第七十八条第一項第六号の四及び第十三号関係）

事業費の区分	補助の割合
一　除塩事業に要する事業費（三の項の㈠に掲げるものを除く。）	百分の九十
二　土地改良施設の突発事故被害の復旧であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費	百分の五十五
三　㈠　除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費 ㈡　土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	百分の五十

別表第四中「第七十八条」を「第七十八条第一項第七号」に改め、同表の七の項中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改める。

別表第五中「第七十八条」を「第七十八条第一項第九号」に改める。

別表第六中「第七十八条」を「第七十八条第二項の表北海道の項」に改める。

別表第七中「第七十八条」を「第七十八条第二項の表北海道の項」に改め、同表の六の項の㈢中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改める。

別表第八中「第七十八条」を「第七十八条第二項の表沖縄県の項」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第九の二（第七十八条第二項の表沖縄県の項関係）

事業費の区分	補助の割合
一　除塩事業に要する事業費（三の項に掲げるものを除く。）	百分の九十
二　土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費	百分の八十
三　除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	百分の五十

別表第十中「第七十八条」を「第七十八条第二項の表沖縄県の項」に改め、同表の二の項の㈠中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改める。

別表第十一中「第七十八条」を「第七十八条第二項の表沖縄県の項」に改める。

別表第十二中「第七十八条」を「第七十八条第二項の表奄美群島の項」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第十二の二（第七十八条第二項の表奄美群島の項関係）

事業費の区分	補助の割合
一　農業用用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の七十
二　農業用用排水施設の変更に要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	三分の二

別表第十二の三（第七十八条第二項の表奄美群島の項関係）

事業費の区分	補助の割合
一　除塩事業に要する事業費（三の項に掲げるものを除く。）	百分の九十
二　土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費	三分の二
三　除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	百分の五十

別表第十三中「第七十八条」を「第七十八条第二項の表奄美群島の項」に改め、同表の五の項中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改める。

別表第十四中「第七十八条」を「第七十八条第二項の表奄美群島の項」に改める。

別表第十五中「第七十八条」を「第七十八条第二項の表離島の項」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第十五の二（第七十八条第二項の表離島の項関係）

事業費の区分	補助の割合
一　農業用用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費	百分の六十